

別添 2

○「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」または、「学力検査等に際しての配慮願い書」提出についての流れ

対応	県立学校教育課における対応	中学校(特別支援学校中学部を含む)における対応	県立高等学校における対応
確認事項	○大学入試センター試験における特別措置を参考に、学力検査等に際しての配慮を行う。ただし、中学校等において日頃から支援や配慮が行われている事項に限る。	○中学校においては、大学入試センター試験における特別措置について理解し、入学時から個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、日頃から適切な支援、配慮を行うこと。 ○気になる点がある場合には、 <u>県立学校教育課入試担当に事前に連絡し状況を確認、説明等を行う。</u>	○県立高等学校入学者選抜において要項 p 9「11 障害等のある生徒の入学者選抜に係る取扱い」を確認し、大学入試センター試験における特別措置について校内で共通理解を行っておくこと。
7月～8月	○入試地区講座を開催し、学力検査における配慮について説明をする。	○要項等について中学校において共通確認すること。	○要項等について高等学校において共通確認すること。
10月	○県立高等学校入学者選抜に係る学力検査等に際して配慮が必要な生徒に対する文書を発送する。	○志願を希望する者が高等学校において体験入学が行えるようにすること。	○中学校及び志願を希望する者から相談があった場合は県立学校教育課へ連絡すること。
2月	○県立高等学校より提出された書類をもとに審査・検討し、配慮の可否について、平成 30 年 2 月 21 日(水)までに高等学校へ通知する。 ※必要であれば各中学校へ、配慮について状況把握や確認等を行う。 ○中学校、県立高等学校からの問い合わせについて対応。	○「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」または、「学力検査等に際しての配慮願い書」及び必要な書類等を志願先の県立高等学校へ提出する。 ○県立高等学校から配慮の可否報告をうけ、受検生へ報告を行う。 ※配慮可否結果について疑義がある場合は、県立学校教育課入試担当へ問い合わせをする。	○中学校から提出された「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」または、「学力検査等に際しての配慮願い書」の写しと添付書類(必要書類)の写しを 平成 30 年 2 月 9 日(金) までに県立学校教育課入試担当へ学校端末からメールにて報告(送信)を行う。 ○県立学校教育課からの配慮の可否通知をうけ、平成 30 年 2 月 27 日(火)までに中学校へ報告を行う。
3月			○学力検査等の実施。

(参考)『沖縄県立高等学校入学者選抜実施要項』p9「11 障害等のある生徒の入学者選抜に係る取扱い」について

(1) 障害等のある生徒の県立高等学校の受検の配慮については、「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」(参考様式1)に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書もしくは、身体障害者等の写しを中学校もしくは、特別支援学校長を経て志願先高等学校へ提出することができる。

(2) 志願者から「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」(参考様式1)が提出された場合は、提出された書類をもとに審査の上、配慮することができる。